

# 平成27年（ネ）10016号「ティッシュペーパー」事件 （知財高判平成28年9月28日）の評釈と明細書ドラフ ティング指針

## 序文とExecutive Summary

本件は、保湿成分配合ティッシュ（被告製品「クリネックス アクアヴェール」等）が、原告（控訴人）の保有する ①製造設備・製造方法特許（特許第4676564号）と ②製品パラメータ（静摩擦係数）特許（特許第4868622号）を侵害するとして、差止・廃棄（特許法100条）および損害賠償（民法709条、特許法102条2項による主張）を求めた侵害訴訟の控訴審判決である。 ①

### Executive Summary（要旨、実務家向け結論）

第一に、製造設備・製造方法特許（本件特許権1）について、裁判所は「一次原反ロールから薬液塗布済み二次原反ロールまでの工程が、積層→薬液塗布→スリット→巻取りとして **単一の連続ライン** に組み込まれ、シートが間断なく流れる」という発明の課題・解決手段に照らして「プライマシ」 「連続的に」を解釈し、被告設備が **工程途中でロールを形成し別ラインの薬液塗布装置に移送する構成**である以上、文言侵害を否定した。また均等論についても、置換により発明目的・効果が達成できないとして第2要件等を理由に否定した。 ②

第二に、製品パラメータ特許（本件特許権2）の中核である **構成要件y（JIS準拠をうたう静摩擦係数0.50～0.65）** について、裁判所は測定方法（測定条件）を「規定されている事項」と「規定されていない事項」に峻別し、後者につき **複数の測定方法があり得る以上、いずれの方法を採用しても数値範囲内でなければ充足しない** という規範を明示した。その上で、被告側実験では範囲外（例：0.70～0.95等）が得られていること、原告側実験でも圧力等の重要条件の欠落により採用できないものがあること等を踏まえ、y不充足＝非侵害とした。 ③

第三に、本判決は、いわゆる数値限定（パラメータ）クレームの「明確性」（特許法36条6項2号の議論領域）と「充足性（属否）立証」を、侵害訴訟実務の局面で強く接続する。すなわち、**明細書でJISを引用していても、JISが規定しない“隙間”が残ると、属否立証は“全ての合理的測定条件で範囲内”という極めて重い立証構造に転化し得る**。本件ではまさにこの点が勝敗を決した（結論として、差止・廃棄・損害に波及して原告敗訴）。 ④

第四に、ドラフティング面の最重要示唆は、「測定方法の“参照（JIS準拠）”」だけでは足りず、**(i)測定手順、(ii)再現性確保のための条件列挙、(iii)許容誤差・丸め、(iv)基準値（境界値）処理、(v)複数条件があり得る箇所の一意化（又は技術常識で一義に導ける設計）** が不可欠という点である（しかも、訴訟段階での訂正・補正的な追記は拡張・新規事項等の別リスクを生み得るため「出願時にやり切る」べきである）。 ⑤

## 事案の全体像

当事者は、控訴人（原審原告）大王製紙株式会社 ⑥ と、被控訴人（原審被告）日本製紙クレシア株式会社 ⑦ であり、控訴審は知的財産高等裁判所 ⑧ 第4部が判断した。 ①

手続経過としては、原審は東京地方裁判所 ⑨ 平成24年（ワ）第6547号で請求棄却、控訴審（平成27年（ネ）第10016号）は平成28年9月28日に控訴棄却（原判決維持の結論）である。 ⑩

請求（救済）は、①製造設備の設置・使用差止、②方法差止、③被告製品の製造販売等差止、④廃棄、⑤損害賠償（特許法102条2項相当の利益額を主張）などであり、典型的に差止・廃棄（特許法100条）と損害（民法709条、特許法102条2項）の組合せである。<sup>1</sup>

このうち、控訴審が実体判断を通じて決定的に重視したのは、製品特許（本件特許権2）の**構成要件y（静摩擦係数）**である（判決は「事案の性質に鑑み、構成要件yの充足性から判断する」と明示）。<sup>11</sup>

なお、当事者公表資料の範囲では、被控訴人側は上告がされなかったことをもって判決確定を告知している一方、控訴人側は判決内容精査の上で上級審検討に言及していた（ただし、これらは会社側の対外説明であり、法的評価は判決本文に基づく）。<sup>12</sup>

## 判旨の逐条的整理

本節では、(A)製造設備・方法（本件特許権1）と、(B)静摩擦係数（本件特許権2）に分け、争点→裁判所の判断理由を“逐条的”に整理する。

まず、全体の主要論点と理由の対比を下表にまとめる（表の各行は本文の引用箇所に対応する）。<sup>13</sup>

主要論点	裁判所の結論	理由の骨格（要点）	実務上の含意
製造設備特許：構成要件b「連続的に…二次原反ロールを製造するプライマシ」	充足せず（文言侵害否定）	発明の課題・解決手段が「薬液塗布工程を別工程（別ライン）化せず、プライマシ内の連続ライン上で実施し、移送手間・設備コスト問題を回避」する点にある。被告設備はロール形成ラインと薬液塗布ラインが分かれ、原反移送が前提であるため「プライマシ」を欠く。	文言の通常意味だけでなく「課題→解決手段→効果」からクレーム語の射程が限定され得る。設備・方法クレームでは目的論的解釈が強く働く。
製造設備特許：均等侵害	均等侵害否定	最高裁判所 <sup>14</sup> 最高裁判所第三小法廷 <sup>15</sup> の均等論枠組み（いわゆる5要件）を前提に、第2要件（目的達成・作用効果同一）が満たされないと整理。	“構造差”が発明目的に直結する場合、均等論での救済は困難。明細書上、目的・効果をどこまで一般化して書けるかが後で効く。
製品特許：構成要件y（静摩擦係数の測定方法）	充足せず（非侵害）	①規定されている事項（例：JIS相当の底面圧力等）と、②規定されていない事項（固定方法、張力、形状・サイズ、滑り始め判定、測定手段等）を区別。②は複数方法があり得る以上、 <b>いずれの方法でも範囲内であれば充足しない</b> 。	パラメータ・数値限定クレームは、「測定条件の隙間」＝そのまま立証困難性に直結。ドラフティングで“測定の一意化”をしないと権利行使が空洞化し得る。
証拠評価（試験データ）	原告側の一部データ不採用、被告側データ重視	実験条件の記載欠落（底面圧力等）により再現不能なものは採用不可。外れ値（0.44等）は他条件・他素材との比較から不自然と評価。標準環境（23℃・50%RH等）はJIS標準状態規格に照らし推認。	侵害立証では「結果」だけでなく「SOP（手順書）レベルの条件開示」が不可欠。第三者試験でも“条件の網羅性”が敗訴回避の鍵。

## 製造設備・方法特許に関する判断理由の整理

裁判所は、被告設備が一次原反ロールから薬液塗布済み二次原反ロールまでの工程について、①ロール形成（ロール102）までのラインと、②別途設けられた薬液塗布装置を含むラインに分かれることを事実認定し、これにより構成要件bが予定する「プライマシ」を欠くとして文言侵害を否定した（“移送手間・設備コスト”問題を回避するという発明課題との整合性が判断の核になっている）。<sup>16</sup>

均等侵害についても、均等論の一般枠組み（最高裁平成10年2月24日判決＝ボールスプライン軸受事件の要件整理）を前提に、本件では「連続ライン化」という構造が発明目的・効果に直結するため、置換しても目的達成・同一効果とはいえないとして否定した。<sup>17</sup>

## 静摩擦係数（構成要件y）に関する判断理由の逐条整理

構成要件yは、(A)～(D)の手順で静摩擦係数を測定し、その結果が0.50～0.65であることを要求する（MD方向同士・CD方向同士で各4回の計8回測定し平均角度からtanを算定）。<sup>18</sup>

裁判所は、JIS準拠（本件第2明細書もJIS P 8147（1994）に準じた測定と記載。なお1998表記は誤記と整理）を踏まえつつも、JISおよびクレーム・明細書に「書かれていない」箇所は当業者が適宜選択し得るとし、次のように「規定あり／規定なし」を切り分けた。<sup>19</sup>

- ・規定されている（又はJISにより特定される）事項の例として、**おもりの水平時底面圧力を  $1.64 \pm 0.24 \text{ kPa}$  に設定すること**、および試験片のしわ・たるみを避けるといった要請を挙げる。<sup>20</sup>
- ・他方で、(i)おもり形状（円柱／直方体等）、(ii)巻付け時の張力、(iii)アクリル板への張付け時の張力、(iv)試験片の形状・サイズ、(v)固定方法（四方固定／全面固定等）、(vi)「滑り始め」の判定基準、(vii)測定手段（目視／センサー）は明確に規定されていないとした。<sup>21</sup>

そして決定的に、これら「規定されていない条件」については、**いずれの方法を採用した場合でも静摩擦係数が0.50～0.65の範囲内でなければ充足しない**という規範を明示し、これを本件の充足性判断のルールとして据えた。<sup>22</sup>

その上で裁判所は、被告側実験（乙53、64、72、73、99、102～104、121等）では、固定方法（四方固定／全面固定／上方固定）、測定手段（目視／センサー）等の条件が変わっても、範囲外（例：0.70、0.78、0.93、0.95等）が得られていることを詳細に認定した。<sup>23</sup>

一方で、原告側実験についても、底面圧力等の重要条件が実験報告書から特定できないため採用できないものがあること、また一部の試験で範囲内の値が出ても「規定されていない事項」に関する“全条件充足”をさせない以上、充足には至らないと整理した。<sup>24</sup>

結論として、被告製品は構成要件yを充足せず、したがって本件発明2の技術的範囲に属さない（非侵害）として、請求を棄却し控訴も棄却した。<sup>25</sup>

## 測定手順と判断ロジックのフロー（mermaid）

以下は、判決が事実上前提とした測定のプロセス（A～D）と、充足性判断の論理構造を“実務で再利用できる形”に再構成したフローである（裁判所の文章構造を可視化したもので、裁判所がこの図を直接用いたわけではない）。<sup>26</sup>

flowchart TD

A[試験片準備\n(1プライにはがす)\n外面が外側になる向き] --> B[アクリル板へ張付け\n(しわ・たるみ防止)]

B --> C[おもり準備\n100g分銅に別試験片を巻付け\n(しわ・たるみ防止)]

```

C --> D[アクリル板を傾斜]
D --> E[滑り落ちる角度θを測定\nMD同士4回 + CD同士4回]
E --> F[平均角度θを算出]
F --> G[μs = tan(θ) を算出]
G --> H{μsが0.50~0.65?}
H -- Yes --> I[構成要件y 充足(条件が一意なら)]
H -- No --> J[構成要件y 不充足]

subgraph K[本件で決定的になった追加判断]
  K1[測定条件が一意に特定されているか?]
  K2[特定されていない条件に複数方法があり得るか?]
  K3[複数方法の全てで0.50~0.65範囲内か?]
end
end

```

flowchart TD

```

S[クレーム/明細書/JISの確認] --> T[規定事項と未規定事項を峻別]
T --> U{未規定事項に\n複数の合理的選択肢?}
U -- No --> V[特定条件に従い測定→属否判断]
U -- Yes --> W[全選択肢で範囲内かを要求\n(いずれの方法でも範囲内)]
W --> X{被告側/第三者含む証拠で\n範囲外結果が出る?}
X -- Yes --> Y[充足性否定→非侵害]
X -- No --> Z[充足性肯定の可能性]

```

## 法理的評価

本判決の実務的インパクトは、「特許法70条の技術的範囲解釈」そのものよりも、“測定方法が複数あり得るパラメータ要件”の属否判断規範を侵害訴訟の正面で明確化した点にある。<sup>27</sup>

### 規範の射程

裁判所は、「未規定事項がある＝直ちに明確性違反」と短絡せず、侵害判断（充足性）として、(i)規定された事項は遵守する、(ii)未規定事項は当業者が適宜選択し得る、(iii)したがって“選択し得るいずれの方法でも範囲内であること”が侵害（充足）要件という論理を採用した。<sup>22</sup>

この規範は、侵害訴訟における立証責任（特許権者側が充足を証明すべきという構造）と結びつくことで、パラメータ（数値限定）発明の行使可能性を大きく左右する。特許請求の範囲が一見「数値で明確」でも、測定条件が一意でなければ、実務上は「明確でないのと同じ結果」を招き得る。<sup>28</sup>

### 許容誤差・基準値設定・再現性に関する含意

本件で裁判所が示した「許容誤差」の扱いは、典型的に **JISが定める許容差（底面圧力1.64±0.24kPa）を“規定事項”として採用しつつ**、それ以外の“定量不能”な条件（張力、固定の仕方、試料選択など）を未規定として扱った点に表れている。<sup>29</sup>

再現性については、実験報告において「底面圧力（または直径等）を推認できない」ものは採用できないとし、条件開示の欠落が証拠価値を致命的に損なうことを明確にした。<sup>30</sup>

基準値（0.50～0.65）の設定自体の技術的妥当性（臨界的意義等）を裁判所が正面から論じた構成ではないが、「未規定事項が残ると“数値範囲の意味”が帰結として不安定化する」点は、数値限定発明の設計・出願の場面に直結する。

## 先行判例・学説との比較

本判決の規範は、パラメータ（測定値）をめぐる侵害訴訟で繰り返し現れる「測定条件多義性」類型に位置付けられる。専門家向け整理としては、(A)技術常識や明細書から測定条件が一義に導ける場合（権利者有利になり得る）と、(B)導けず複数方法が併存する場合（権利者が“全条件充足”を負担しやすい）に大別できる。<sup>31</sup>

(B)類型で「従来より知られた測定条件のいずれでも範囲内であること」を要求する流れは、先行裁判例として「マルチツール含蜜結晶」事件（見掛け比重の測定方法）や、「シリカ質フィラー」事件（測定法相違によるデータ相違）等が整理されている（ただし本レポートは、当該他事件の事実認定を本件判決の外に拡張しない）。<sup>32</sup>

本件の特色は、明細書でJIS規格準拠を明記していたにもかかわらず、**JISが規定しない“隙間”（固定方法、張力、滑り始め判定、測定手段等）が複数存在した結果として、権利者に極めて厳しい「全条件充足」型の立証構造が前面化した点にある、**という評価が専門家解説でも示されている。<sup>33</sup>

また、均等論については、裁判所が明確に最高裁判所<sup>14</sup>のボールスプライン軸受判決の枠組みを引用しつつ、本件では発明の目的達成・作用効果同一性（第2要件）を基点に否定している点が、設備・工程系クレームにおける均等論適用の限界を示す。<sup>34</sup>

## 実務的影響

本判決が示す実務的影響は、権利行使（警告・仮処分・本案）と出願実務（明細書・クレーム設計）の両面に及ぶ。

第一に、侵害立証の設計が変わる。パラメータ要件について、被疑侵害者が合理的な測定条件を複数提示し、そのうち一つでも範囲外の結果を提示できれば、権利者側は「その測定条件が不合理で排除される」か、または「その条件でも範囲内」であることを立証しなければならない。本件では、固定方法・測定手段等を変えた被告側実験が多数提出され、範囲外結果が積み上がった。<sup>35</sup>

第二に、第三者試験・専門家意見の“書き方”が勝敗を左右する。裁判所は、条件欠落で再現不能な試験結果を排斥し、外れ値評価も「他条件・他素材との比較」等によって合理性審査を行っている。したがって、第三者機関に依頼する場合でも、(i)測定条件の網羅的記録、(ii)サンプル前処理、(iii)環境条件、(iv)異常値取り扱い、(v)閾値（滑り始め）定義の明示が不可欠となる。<sup>36</sup>

第三に、差止め・損害論への波及は直接的である。本件は差止・廃棄に加え損害賠償（特許法102条2項相当）を主張したが、裁判所は非侵害の時点で「その余の点（損害等）」に立ち入らない構造を採った。すなわち、**測定条件が一意化されないパラメータ特許は、差止・損害の入口（侵害）で止まるリスクが大きい。**<sup>37</sup>

第四に、出願実務への帰結として、「測定条件をクレームアップしない方が広い」という直感が誤りになり得ることが、専門家実務解説でも強調される。測定条件がクレーム又は明細書から一義に導けないと、「従来より知られた条件の全てで充足」が要求され、結果として権利範囲は“広いようで行使不能”という状態に陥る。<sup>38</sup>

## 出願時の明細書作成上の具体的注意点

以下は、本件判決の認定・規範から逆算して、出願時に明細書（+必要に応じてクレーム）へ落とし込むべき注意点を、チェックリスト的に抽出したものである。最後に、実務でそのまま転用可能な「記載例（サンプル文言）」も示す。<sup>39</sup>

### 出願時の具体的注意点（箇条書き＋例示）

- ・測定法の参照（JIS準拠）だけで満足しない

JIS規格を引用しても、規格が規定しない条件（固定方法、張力、滑り始め判定、測定手段等）が残ると、本件のように「いずれの方法でも範囲内」が要求され得る。

例：JIS番号を挙げる場合、「JISに準じる」の一文で終えず、JISが規定しない部分を明細書で補完する。<sup>40</sup>

- ・“未規定事項”を洗い出し、当業者が一義に決められるかを自己監査する（測定手順SOP化）

本件で未規定とされた典型は、(i)固定方法（四方固定／全面固定等）、(ii)張力（巻付け・張付け）、(iii)試験片サイズ、(iv)滑り始め判定、(v)目視／センサー等である。

例：固定方法を「四辺を同一種類の粘着テープで固定」などと具体化し、使用テープの仕様（厚み、凹凸、粘着面の露出有無）も規定する。<sup>41</sup>

- ・再現性のために“測定条件の必須項目”を列挙し、記録項目も規定する

侵害訴訟では「条件が書かれていない＝採用不可」になり得る。

例：少なくとも「底面圧力（又は分銅直径と重量から推認可能な値）」「アクリル板の材質・表面粗さ」「傾斜速度」「環境（温湿度）」「センサーしきい値」等を明示し、試験報告書の必須記載事項としても列挙する。<sup>42</sup>

- ・許容誤差・丸め（有効数字）・境界値の扱いを明記する（特に数値限定発明）

JISに許容差や丸め規定があるなら、それを採用するのか、発明独自に定めるのかを明示する。

例：角度を読み取る分解能（0.5度等）と、 $\mu=\tan(\theta)$ を小数第何位で丸めるか（JIS Z 8401準拠等）を明細書で固定する。<sup>43</sup>

- ・“滑り始め”の定義を、目視でもセンサーでも一致するように設計する

本件では「どのようなおもりの動きをもって滑り始めとするか」が規定されていないと整理された。

例：滑り始めを「連続的に滑走し、停止することなく傾斜板下方へ進行する運動の開始」等に定義するか、又は「0.5mm以上の連続変位を検知したとき」等、センサー閾値を規定する。<sup>44</sup>

- ・複数の測定条件が合理的に併存し得る場合には、“分岐クレーム設計”を検討する

例：主請求項ではJIS準拠一式を規定し、従属項で「固定方法」「測定手段」「試験片寸法」「巻付け張力（レンジ）」等を段階的に限定して、少なくとも権利行使で致命傷となる未規定事項を潰す。

※ただし、過度の限定は権利範囲を狭めるため、製品実態・競合実態に基づく設計が必要。<sup>28</sup>

- ・規格年版・引用番号の誤記を防ぐ（更新も含めた管理）

本件では明細書中の規格年版表記（1998）が誤記として扱われている。規格引用は、無効理由・侵害立証いずれでも争点化しやすい。

例：出願時点の最新版・適用版を確認し、「出願時点で有効なJIS P 8147（1994）〔又は相当する後継規格〕」のように“版管理”する。<sup>45</sup>

## 出願時チェックリスト表

チェック項目	リスク（訴訟で起きること）	明細書に入れるべき最低限の記載	記載例（短文化）
測定法が一義に特定されるか（JIS準拠+補完）	“複数方法の全てで範囲内”を要求され、立証負担が跳ね上がる	JISが規定しない条件の補完（固定、張力、判定基準、測定手段等）	「JIS準拠。ただし固定は四辺固定、張力はX、判定はY」
分銅（おもり）の仕様（底面圧力、形状、材質）	圧力・形状の違いによる値差で不充足主張が成立し得る	重量だけでなく底面圧力（許容差）と形状・寸法を規定	「底面圧力 $1.64 \pm 0.24$ kPa、底面寸法A×B」
試験片サイズ・採取部位（サンプリング）	“試料選択”が定量不能条件となり結果が割れる	試験片寸法、採取位置・枚数、ロットの扱い	「中央部からn枚、m×mに裁断」
張付け・巻付け方法（張力、テープ仕様）	張力差・テープ差が結果差を生み、証拠対立で敗訴	張力（治具／手順）、テープの種類・厚み・貼付位置	「張力は治具で一定、テープ厚t以下」
滑り始め定義（目視／センサー整合）	“滑り始め”概念が揺れ、測定値が不安定化する	変位量、連続滑走、停止有無、センサー閾値等	「0.5mm連続変位を滑り開始」
測定環境（温湿度・調湿）	環境差でデータの信用性が落ちる	温湿度、調湿時間、標準状態	「 $23 \pm 1^\circ\text{C}$ 、 $50 \pm 2\%$ RH、24h調湿」
丸め・有効数字・外れ値処理	境界値（0.65等）の帰属でもめる	丸め規則、繰返し回数、外れ値基準	「tan算出後小数第2位丸め、Grubbs等」

（上表の問題意識は、裁判所が未規定事項を理由に“全条件充足”型の規範を適用した点、および試験条件欠落のデータを採用しなかった点に対応する。） 46

## 明細書の文言例・測定方法の記載例（実務用ひな型）

以下は、本件の争点になった「未規定事項」を潰す目的での、短いひな型である（実際には発明内容・素材・規格の最新版に即して調整する）。

### 測定方法（仕様書レベル）の例

「静摩擦係数 $\mu_s$ は、JIS P 8147（傾斜方法）に準拠し、次の条件で測定する。試験片は試験前に $23 \pm 1^\circ\text{C}$ 、 $50 \pm 2\%$  RHで24時間調湿する。アクリル板（材質PMMA、表面粗さ $Ra \leq X$ ）に、試験片（寸法 $100\text{mm} \times 100\text{mm}$ ）を四辺固定（厚み $t \leq Y$ の平滑な粘着テープ）により、しわ・たるみが生じない範囲で張力Z以下で貼付する。おもりは底面圧力 $1.64 \pm 0.24$  kPaとなる底面寸法A×Bの分銅を用い、別試験片を張力W以下で巻付ける。傾斜速度は毎秒1.7度とし、滑り開始は『0.5mm以上の連続変位』が生じた時点（センサー閾値同等）と定義する。MD $\pm 4$ 回、CD $\pm 4$ 回測定した角度の平均 $\theta$ を求め、 $\mu_s = \tan(\theta)$ とする。 $\mu_s$ は小数第2位で丸める（JIS Z 8401）。」

### クレーム（従属項化）の例（概念）

「…静摩擦係数が0.50～0.65であり、前記静摩擦係数は、試験片を四辺固定でアクリル板に貼付し、滑り開始を0.5mm以上の連続変位で判定し、かつ底面圧力 $1.64 \pm 0.24$  kPaの分銅を用いる条件で測定される…」

これらは「測定条件を明記するメリットは大きく、明記しないデメリットは計り知れない」という実務上の帰結（特に侵害局面）に沿う設計である。 47

---

1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 13 14 15 16 17 18 19 20 21 22 23 24 25 26 27 28 29 30

34 35 36 37 39 40 41 42 44 46 <https://www.courts.go.jp/assets/hanrei/hanrei-pdf-86166.pdf>

<https://www.courts.go.jp/assets/hanrei/hanrei-pdf-86166.pdf>

12 <https://www.daio-paper.co.jp/wp-content/uploads/n280928.pdf>

<https://www.daio-paper.co.jp/wp-content/uploads/n280928.pdf>

31 32 33 38 47 [https://www.nakapat.gr.jp/legal\\_updates\\_jp/](https://www.nakapat.gr.jp/legal_updates_jp/)

[%E3%80%90%E7%89%B9%E8%A8%B1%E2%98%85%E2%98%85%E3%80%91%E3%80%80%E6%98%8E%E7%B4%B0%E](https://www.nakapat.gr.jp/legal_updates_jp/%E3%80%90%E7%89%B9%E8%A8%B1%E2%98%85%E2%98%85%E3%80%91%E3%80%80%E6%98%8E%E7%B4%B0%E)

[https://www.nakapat.gr.jp/legal\\_updates\\_jp/%E3%80%90%E7%89%B9%E8%A8%B1%E2%98%85%E2%98%85%E3%80%91%E3%80%80%E6%98%8E%E7%B4%B0%E](https://www.nakapat.gr.jp/legal_updates_jp/%E3%80%90%E7%89%B9%E8%A8%B1%E2%98%85%E2%98%85%E3%80%91%E3%80%80%E6%98%8E%E7%B4%B0%E)

43 45 <https://www.courts.go.jp/assets/hanrei/hanrei-pdf-84809.pdf>

<https://www.courts.go.jp/assets/hanrei/hanrei-pdf-84809.pdf>